

利用者様 各位

当法人では、利用料等の支払いにおける公平性を確保することを目的とし、一定期間を経過しても未収となっている利用料等に係る回収業務を、平成 29 年 7 月から下記の通り弁護士事務所へ委託しました。

このため、今後、再三の請求に対してお支払いの意思を示して頂けない方には、弁護士事務所からお支払いに関する書面が送付されますので、ご承知おきください。

**\*委託先**

東京都千代田区紀尾井町 3-27 剛堂会館ビル 3F  
紀尾井町東法律事務所 代表弁護士 前田博之